⑼　建設リサイクル法対象工事　本案件は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

下記に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は当該条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体による参加を認めるものとするが、特定建設工事共同企業体により参加を希望する場合は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年７月９日付東空契第114号公示）に示すところにより東京航空局長から認定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　東京航空局における「電気工事業」に係る平成29・30年度国土交通省一般（指名）競争参加資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であり、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した経営事項評価点数（以下「点数」という。）が、1,100点以上であること（なお、特定ＪＶにより参加を希望する場合、代表者及び代表者以外の構成員に係る点数が1,100点以上であること。）。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成28年10月３日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑸　競争参加資格確認申請書等の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から指名停止を受けていない者であること。

⑹　入札を参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　当該工事に係る設計業者等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　次に掲げる施工実績（施工中のものを除く）を有すること。

１）特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体並びに代表者以外の構成員にあっては、平成15年４月１日以降に、元請として完成・引渡しが完了した次に掲げるａ）の要件を満たす実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る）。なお、当該実績が国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

ａ）航空法施行規則第117条第１項第１号で規定する「陸上空港等の飛行場灯火」の設置工事の施工実績。

※　当該実績が国土交通省から受注した工事の場合、当該工事の工事成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除く。

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、特定ＪＶ、経常ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置されなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当する場合は、専任の義務を要する。

①　１級若しくは２級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体並びに代表者以外の構成員は、上記１）に示す要件を満たす工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

※なお、監理技術者等の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

○請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は、仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。

○工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により完成検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、完成検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

⑾　本工事に係る技術提案が適切であること。

⑿　平成28年４月１日以降に完成し、工事成績評定点の通知を受けた工事のうち、東京航空局から受注した「電気工事業」に係る全ての工事成績評定点を合計し、一件あたり平均が65点以上であること。ただし、東京航空局から受注した当該実績がない場合又は工事成績評定点の通知を受けていない場合はこの限りではない。

3　入札手続き方法等

⑴　担当部局　〒102―0074 東京都千代田区九段南１－１－15九段第二合同庁舎　東京航空局総務部契約課契約係　ＴＥＬ03―6880―1505　ＦＡＸ03―6880―1506

⑵　入札説明書の交付方法　平成30年８月８日まで無償で貸与するので、入札参加希望者は必ず交付を受けること。但し、休日を除く10時00分から17時00分まで。

⑶　競争参加資格確認申請書等の提出期限　平成30年８月９日14時00分までに必着。

⑷　入札書の提出期限

ⓐ　電子調達システムにより入札する場合　開札日前日の平成30年10月15日16時00分まで。

ⓑ　郵送等により入札書を提出する場合　開札日前日の平成30年10月15日までに必着。

ⓒ　持参により入札書を提出する場合　開札日時の平成30年10月16日11時00分に持参。

⑸　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

https://www.nyusatsu.geps.go.jp/

⑹　開札日時及び場所　平成30年10月16日11時00分　東京航空局総務部契約課

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金　納付。但し、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、入札保証保険契約を締結又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金の納付を免除する。なお、入札書の提出方法ごとにより、以下の提出期限までに持参すること。但し、利付国債の提供の場合は平成30年10月11日17時00分までとする。

ⓐ　電子調達システムにより入札する場合　開札日前日の平成30年10月15日16時00分まで。

ⓑ　郵送等により入札書を提出する場合　開札日前日の平成30年10月15日まで。

ⓒ　持参により入札書を提出する場合　開札日時の平成30年10月16日11時00分まで。

⑶　契約保証金　納付。但し、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑷　入札参加者に要求される事項　開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。

⑸　競争参加資格の確認　競争参加資格確認申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

⑹　入札の無効　競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。